

様式第3号(第13条関係)

会議録

会議の名称	令和7年度第1回朝霞市地域密着型サービス運営委員会	
開催日時	令和7年7月31日(木)午後3時～午後3時40分	
開催場所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員9名(古川委員長、近藤副委員長、池田委員、橋本委員、大橋委員、渡邊委員、幡委員、松本委員、清水委員) 欠席者1名(福山委員) 事務局7名(佐藤部長、並木部次長、近藤課長補佐、長尾課長補佐、吉田係長、海老名主査、桑原主事補)	
議題	(1) 地域密着型サービスの現状について(報告事項) (2) 地域密着型サービス事業者公募について(審議事項) (3) その他	
会議資料	・次第 ・資料1 市内地域密着型サービス事業所一覧(令和7年7月1日現在) ・資料2 令和6年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募結果 ・資料3 令和6年度朝霞市地域密着型サービス事業者(看護小規模多機能型居宅介護)の公募アンケート結果について ・資料4 令和7年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募スケジュール(案) ・資料5 令和7年度朝霞市地域密着型サービス事業者(看護小規模多機能型居宅介護)公募要項(案) ・資料6 令和7年度朝霞市地域密着型サービス事業者(看護小規模多機能型居宅介護)選考基準及び審査方法(案)	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員長の確認により	
傍聴者の数	0名	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開 会【司会：吉田係長】

2 議 題

（1）地域密着型サービスの現状について（報告事項）

【議長：古川委員長】

はじめに、議題（1）地域密着型サービスの現状について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：桑原主事補】

それでは、長寿はつらつ課の桑原より説明する。

報告事項の前に、前回、1月に開催した本委員会において審議された事項について簡単に振り返りをさせていただく。特段資料はないため、思い返すようにお聞きいただきたい。

前回の委員会では、令和6年中の地域密着型サービスの区域外利用の状況をはじめ、地域密着型サービスや居宅介護支援事業所への指導状況、事故報告の件数、また、令和6年度に実施した看護小規模多機能型居宅介護の公募について、その他、地域密着型特別養護老人ホームへの地域介護・福祉空間整備補助金の交付について、御報告をさせていただいた。

本日の委員会では、はじめに地域密着型サービスの現状について説明させていただいた後、今年度を実施する看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募について、皆様に御審議いただきたい。

それでは、議題（1）報告事項：地域密着型サービスの現状について、御説明する。お手元には資料1を御用意いただきたい。

まず、既に皆様御存知かと思うが、改めて、「地域密着型サービス」について簡単に御説明させていただきます。

地域密着型サービスとは、高齢者が中度や重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村の地域住民に提供される介護サービスのことを指す。事業所の指定・指導・監督の権限は、市町村にある。原則として、その市町村の市民である、被保険者の方のみが利用することができるサービスである。

一般的に言われる広域型サービスとの違い、地域密着型サービスの強みとしては、原則朝霞市民が利用する観点から、自宅や地域の住み慣れた環境下でサービスを受けられること、また、地域密着型サービスは小規模の事業所のため、スタッフも少人数につき、馴染みのあるスタッフから1人1人のニーズ、事情を十分に勘案された上でケアを受けられること、そして、地域との連携という点において、地域包括支援センターや民生委員、自治会・町内会等との連携、情報共有を図ることで、包括的なケアはもとより、運営の透明性および質の確保が期待できることが、地域密着型サービスの大きな強みとなる。

資料1では、市内の地域密着型サービス事業所をサービス形態ごとに一覧で示しており、横軸はサービスの形態を、縦軸は第1から第6までの各圏域を示している。圏域にお住まいの方しか、その圏域に所在するサービスを受けられないということではないが、利用者の観点を鑑みると、各圏域にある程度のサービスが確保されていることが望ましいものと考えている。

現状、本市の地域密着型サービスは、グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模デイサービス、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模特別養護老人ホームの6業種、24事業所の指定となっている。なお、前回1月の委員会でお示した以降、変更はない。

また、現在、介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の利用の促進を図るため、令和6年度から、グループホームや小規模デイサービス等の一部のサービスについては新規指定を行わないこととしているが、既存の事業所については、今年度から定員の変更はできないこととし、新規指定や指定更新の際にも「定員の変更はできない」旨を明記し、「指定の条件付加」を行っていく。

また、次回以降の会議においても、最新の整備状況について御報告させていただく。

議題(1)報告事項:地域密着型サービスの現状については、以上である。

【議長:古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

私から1点。昨年度の本委員会でも御質問させていただいたが、第4圏域にのみ地域密着型サービスが整備されていないのはなぜか。

【事務局:吉田係長】

第4圏域に地域密着型サービスが整備されていない理由としては、以前までは、朝霞市内を5つの圏域に分け、圏域ごとに5つの地域包括支援センターが担当していたが、第6圏域を新たに設けることとなり、担当区域を振り分けた際に、結果的に第4圏域には地域密着型サービスが整備されていない状況となったものである。

【議長:古川委員長】

他に御質問等あるか。

——意見なし——

【議長:古川委員長】

次に、議題(2)地域密着型サービス事業者公募について(審議事項)について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局:海老名主査】

それでは、長寿はつらつ課の海老名より説明する。資料2を御覧いただきたい。

はじめに、令和6年度に実施した看護小規模多機能型居宅介護事業者の公募結果について、御報告をさせていただく。

なお、以後看護小規模多機能型居宅介護事業所については略称として「看多機」と称するため、あらかじめ御了承いただきたい。

改めての説明となるが、看多機の整備に向けては、令和6年度からの3年間を計画期間とする第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の重点課題の1つとして、「在宅サービス基

盤の充実」を掲げており、その中で、通い・介護と看護の訪問・泊まりの機能を併せ持つ「看多機」を1か所整備することを重要な取組として位置付けをしていることから、令和6年度に公募を実施したところである。

資料の中段に記載のとおり、令和6年度においては、1回目は8月から3か月程度実施し、2回目の公募では公募要項の記載内容の改善も図りながら、1月から年度末まで公募を実施し、相談や問い合わせは複数寄せられたものの、残念ながら応募には至らなかった。

この看多機の公募については、前期の計画となる第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の期間中、具体的には令和3年度から公募を実施していたが、応募がなく、整備が進まない状況が続いている。そうした状況を踏まえ、昨年度は、埼玉県や東京都などで訪問看護や看多機を運営する70社以上の法人に対しダイレクトメールを送付するなど、積極的に事業周知にも努めてきたところだが、相談や問い合わせはあるものの、応募はなかった。

どうすれば事業者が看多機の整備に参入しやすくなるのか、自治体に求める支援はどのようなものがあるのかなどを確認すべく、前回、1月に開催した本委員会の際にも御説明させていただいたとおり、事業周知を行った法人に対し、アンケート調査を実施した。

その結果を示しているのが、資料3である。

このアンケート調査については、15の事業所から回答をいただいた。まず設問1では、事業運営に係る財源、保健師、看護師等の専門職や介護職員の確保、また、事業用地や建物の確保が大きな課題であることがわかる。

次に、設問2では、事業用地や建物の確保、資金援助も含めての職員確保に係る支援、サポートが求められていることが確認できた。

設問4では、介護報酬の抜本的な見直しがあれば市町村が努力しても運営できないという御意見や、市町村独自加算や市独自の補助金の創設、建築コストの高騰の影響などの御意見があった。

なお、人材確保の面では、人員基準等の緩和、また、看多機は人員配置基準が厳しいこともあり、基準を満たすべく派遣や紹介で人材を確保すると人件費が経営を圧迫するなど、制度上の人員配置に対する要望もあった。

次に、資料4を御覧いただきたい。

ここからは今年度を実施する看多機の整備に向けた公募について、御説明する。

はじめに公募のスケジュールについてである。

まず、令和6年度と異なる点を申すと、令和6年度の公募では、1回目の公募で応募がなかった際に、2回目の公募があることはあらかじめホームページなどでお知らせはしていなかったが、令和7年度の公募では、1回目の公募で応募がなければ、2回目の公募を実施することをあらかじめホームページでもお知らせした上で実施したいと考えている。

これは、応募を検討する事業者が、2回目の公募を検討する上でのスケジュールを立てやすくし、事業者が少しでも参入しやすくする狙いがあり、例えば、看多機の整備を検討する土地の所有者との調整や応募に係る書類等の準備などについて、スケジュール調整がしやすくなるよう、2回目の公募についてもあらかじめお知らせができればと考えている。

1回目の公募については、8月12日に公募要項をホームページにて公開するとともに、応募受付を同日付けで開始し、10月31日までの2か月強の期間で応募受付を行いたいと考えている。

なお、応募があれば、来年1月下旬に第2回の本委員会を予定しており、事業者の応募内容について皆様に御提示の上、指定予定事業者としての選定を行い、その後、令和9年4月1日までにサービスの提供を開始する予定で進めてまいりたい。

次に、1回目の公募で応募がなかった際の、2回目の公募について御説明させていただく。2回目の公募は期間を空けずに開始し、11月上旬から1月23日までを期限として実施したいと考えている。

なお、2回目の公募で応募があった場合には、その後事業者の確定までを3月末までに行いたいと考えている。

次に資料5を御覧いただきたい。令和7年度の看多機の公募要項の案である。

令和6年度の再公募の要項からの変更点について御説明させていただく。

8ページを御覧いただきたい。

開設に係る補助金や事業周知の項目である。主に埼玉県補助制度を紹介する項目だが、埼玉県の補助制度がどういう経費に対し、どのくらいの金額が活用できるのか、整備に向けてのイメージが持てるよう、前回よりもさらに詳細に明記した。

また、本来単体での整備を認めておらず、看多機との併設の場合のみ整備を認める認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームを整備する際の補助内容についても詳しく明記をしている。

次に9ページを御覧いただきたい。

(2)の部分では、補助制度を活用する際の施設整備に係る工事等のスケジュールを追記させていただいた。応募を検討する事業者にとっては、朝霞市が定める公募のスケジュールと補助制度のスケジュールをともに遵守する必要があるため、主に施設整備についての留意点を明記しており、特に3段落目の部分では、県の補助制度を活用する際に求められる、年度内の工事完了や実績報告について、例えば資材の調達ができないなどのやむを得ない事情によっては工事完了等の期間の延長が認められる場合がある旨を明記している。

続いて、(3)開設する事業所の周知についてである。

こちらは新たに看多機が整備された際には、市の広報媒体を用いての周知や、居宅介護支援事業所や医療機関等に対し紹介をするなど、利用者の確保に向けて市としても周知を行う旨を追記した。

また、公募要項には明記していないが、今月、7月2日に開催した地域密着型サービス、居宅介護支援事業所に対する集団指導の場においても、和光市にある看多機の事業所の管理者を招き、看多機がどういうものなのか、看多機そのものの理解、普及促進、啓蒙を行ったところであり、看多機を整備した後スムーズに利用者が確保できるよう、まずは朝霞市のケアマネジャーなどの介護従事者に対する看多機整備に向けての周知、醸成を図ったところである。

以上が、令和7年度に実施する公募要項の変更点である。

続いて、資料6を御覧いただきたい。

こちらは、今回、看多機の整備に向けた公募を実施するにあたり、どのポイントの評価するか、見方を変えれば、看多機としてどのポイントがきちんと整備されているべきか、選考を行う計17項目の基準を示すとともに、審査方法を示したものである。

こちらについては、文言等の軽微な修正を行い、内容そのものは令和6年度から変更していないが、簡単に御説明させていただく。

資料の裏面を御覧いただきたい。

17項目ある選考基準の中で、8番の利用者等の安全管理体制・危機管理と、12番のサービス種別・事業形態ごとの取組については、重点項目として設定している。

8番に関しては、介護事業所における安全管理体制や危機管理は申し上げるまでもなく、利用者保護の観点から重視すべきポイントであること、また、12番については、看多機を整備するにあたり、その事業所が持つ強み、アピールポイントを評価する観点から重点項目としている。

その他の項目については、介護サービス事業所として求められる姿を文章化したものと御理解いただきたい。

次のページを御覧いただきたい。

3「審査方法」に示しているとおり、各項目に0点から最大5点までの6段階評価とするが、選考基準の15については、0点か5点のいずれか、選考基準16については、0点もしくは3点のいずれかの評価とし、重点項目については点数を2倍として設定している。

なお、4「受託候補者の選定」（優先順位の決定）にも明記しているが、総合計点の60%を基準点とし、基準点を下回る場合には不適格として選定は行わないものとし、最も点数の高い応募者が優先事業者として市と協議することとする。

以上、資料2から6まで説明させていただいたが、整理させていただくと、資料4の公募スケジュール案、資料5の公募要項案、そして、資料6の選考基準および審査方法案については、本日、皆様に御確認いただき、頂いた御意見についてはできる限り反映し、その上で、市役所内の職員で組織する選考委員からの御意見があれば、適宜修正した上で、公募の内容を確定し、8月12日から公募を開始できればと考えている。

説明が長くなったが、議題2「地域密着型サービス事業者公募」についての説明を終わる。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

【池田委員】

昨年度も公募していて、補助金の金額などは、事業者から相談があった際に御案内はしているのか。

【事務局：吉田係長】

公募の期間中は当然ながら、その他問い合わせが寄せられた際には、補助金が交付できると、また、その時点での最新の埼玉県の補助金額や補助対象などについても情報提供させていただいている。

【池田委員】

補助金の情報を、今新たに開示したところで応募が来るだろうか。

【事務局：吉田係長】

これまでも公募要項内には明記していたが、直接市に問い合わせや相談があった事業者から

も、より詳細に明記していただきたいという御意見もあったことも踏まえ、今回さらに詳しく明記したところである。

【池田委員】

経済的な面で申せば、朝霞は競争に負けているのではないか。医療や介護は全国一律の報酬があるが、朝霞は土地も人件費も高い。地方で事業所を整備するとなれば、その時点で赤字になることはわかっており、市としても補助金を交付したり、土地や建物を市が用意するなど、人件費の面はやむを得ないが、そうした補助、支援を実施しなければ他の自治体には勝てないのではないか。

朝霞市で看多機を整備すれば地方交付金が交付されるのか。国から推奨されているサービスの整備である以上、総務省、厚生労働省などから何らかの補助があるのでは。もしそういう状況ならば、数日程他の自治体に負けているのであって、これからはさらに厳しくなってくる。医療も報酬が上がっておらず、この先の選挙でも上がることはない。今後、ますます介護、医療は厳しい世界となっていく中、このままではとても他の自治体に勝てるようには思えないため、他の支援も検討していくべきと考える。

【議長：古川委員長】

貴重な御意見に感謝を申し上げる。

私からも御意見を申し上げるが、池田委員の御意見と結局のところは同じになるが、資料3に示されているとおり、今回アンケート調査を行っていただいた結果、多くの回答があるわけではないが、やはり事業者の本音とすれば、土地の問題、人材確保が大きな問題であることがわかる。

何か手を打たないと、令和7年度の公募に際しても、応募がない状況が繰り返されてしまう予感があり、危機的な印象を受ける。

市独自の補助制度は簡単なことではないと考えるが、やはりそうした点で何か実施していかないと次年度も同様に本委員会で応募がないことについて審議するようになり、そのような状況は避けなければならないと考えている。

看多機を整備は喫緊の課題であり、先送りにできないテーマでもあるため、本委員会で決議することではないが、何らかの支援方法を検討していくべきであり、朝霞市の特徴、インセンティブのようなものを用意できないと看多機を整備は難しくなる危険性があると感じている。

他に御質問等あるか。

【大橋委員】

これまでの御説明や質疑応答などをお聞きしていると、公募に関して、補助制度の金額等については詳細に明記されているが、それ以外に市として事業者に協力できること、あるいは全面的に推し進めていくという意味でさらなる援助、例えば、土地が見つからないために応募が進まない事業者がいたとすれば、市としても地権者や農地転用を検討する個人などの情報はあっていると考える中、不動産業者を通してでもよいが、そうしたニーズの仲介を担うような力添えを進めていければよいかと考える。

事業者にとって、最も大きな課題は土地と建物、建設費であり、いかにこの点について力になってあげられるかが重要と考えている。

【事務局：吉田係長】

その点については事務局としても深く感じているところである。一方で、看多機とは異なるが、地域密着型サービスを運営している事業者の中でも、同様の条件で公募に手を挙げていただき、事業運営を行っている事業者もある。看多機の公募を進めるに当たり、看多機の整備に際しては市独自で補助金を交付するということについては、慎重に検討する必要があると考えている。

【事務局：佐藤部長】

担当としても十分苦慮しており、現状、しばらく応募がないという中で、我々としても大変困っているところである。やはりまとまった一定の土地の確保と、建築に係る費用の上昇などの課題があり、今年度も埼玉県補助金として5億円以上の予算を計上させていただいたが、結果的には応募がなかったため、予算を減額した形となっている。

資料でお示したアンケート結果においても、事業運営費の補助を要望する御意見も多く見受けられたが、先程係長が申したのは、他の事業者との公平性の観点であり、看多機の整備に際してのみ補助金を交付するということは我々にとって慎重に検討する必要があると考えている。

また、市議会においても、過去幾度にもわたり公募を行っているが、応募がないのであれば、看多機の施設整備のみならず、他の介護サービスや訪問看護などを充実させて、展開していくことも重要なのではないかという御指摘もある。

現在は第9期計画の重点課題として位置付けていることもあり、整備に向けて努力はさせていただきたいと考えるが、今年度も2回公募を実施して応募がないということであれば、第10期の計画において見直しについて考えていきたい。

【議長：古川委員長】

その他、朝霞市のみの問題ではないが、アンケート結果にもあるとおり、人員の確保が不安で事業運営に踏み出せないという御意見も多い。全国的な問題と考えるが、人材不足の影響も少なからずあるものと考えている。

他に御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

何とか応募があることを願う。

次に、議題(3)その他について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：海老名主査】

1点目、次回の会議について御案内させていただく。次回の会議については、公募のスケジュールによって変動する可能性があるが、予定としては1月の下旬を予定しており、1回目の公募で応募がなく、2回目に公募を実施する際に、事業者から応募があった際には、3月中旬にも本委員会を開催する予定としている。正式には通知にて御案内させていただく。

2点目、先程2回目の公募を11月4日から開始すると御説明させていただいたが、その間、現時点で本委員会を開催する予定はないため、本日の委員会終了後、公募要項や選考基準の内容について、改善すべきポイントや見直すべき点など、お気付きの点があれば、10月17日までに事務局に御連絡いただきたい。

頂いた御意見については、古川委員長と調整の上、2回目の公募に反映できればと考えているため、繰り返しになるが御意見があれば10月17日までに事務局へ御連絡いただきたい。

議題(3)その他については以上である。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

委員の皆様から何か報告等あるか。

——報告等なし——

【議長：古川委員長】

それでは以上をもって、すべての議題を終了したため、これにて議長の任を解かせていただく。
円滑な進行に御協力いただき、感謝申し上げます。

3 閉会

【司会：吉田係長】

議事進行に感謝申し上げます。

以上で本日の会議を終了する。本日は長時間にわたり御協議いただき、感謝申し上げます。